

## “引き裂かれる”被害, “語れない”被害

—— 〈ハンセン病家族〉聞き取り調査から——

東北学院大学 黒坂愛衣

### 調査の経緯（目的と方法）

わたしは 2004 年から国内のハンセン病療養所入所者や退所者およびその家族たちからの聞き取り調査を行なってきており、昨年は、〈家族〉12 ケースの語りを記録にまとめ、出版した(黒坂 2015)。本報告では、これらの調査データをもとに、「らい予防法」体制下で〈ハンセン病家族〉が受けた被害(受苦・不条理)についての概念化を試みる。

国内唯一のハンセン病家族会である「れんげ草の会(ハンセン病遺族・家族の会)」の立ち上げは 2003 年。〈家族〉からの聞き取りはその翌年から始めており、結果的に、わたしは会の活動にゆるやかに伴走してきたことになる。“家族の本”の出版は会から望まれていたことでもあり、本書は語り手たちから「わたしたちの本」「ぼくらの本」と呼ばれている。本書の主張は「〈家族〉は、ハンセン病問題の関係者なのではなく、被害当事者である」ということだ。思いがけないことに、本書の出版をひとつのきっかけにして、2016 年春、〈ハンセン病家族〉による集団での国賠訴訟が熊本地裁に提起された(第二次提訴までで原告 568 名。大多数は匿名)。法律論的な観点からの「被害」論については弁護士らに任せたい。本報告が行なうのは、差別とその制度化(=「予防法」体制)のもとで〈家族〉たちが被ってきた被害についての、社会学的な分析である。

### “引き裂かれる”被害, “語れない”被害——〈家族〉たちの語りをもとに

ハンセン病にたいする差別とその制度化のもとで生じた〈家族〉の被害の態様は、大きく 2 つである。ひとつは“引き裂かれる”被害だ。これは以下の 3 つに分節化できる。

- (1) 家族関係の喪失。ハンセン病にかかった肉親が療養所に隔離され、物理的に引き離されることにより、その肉親とのあいだで、本来であれば形成されたであろう家族としての関係が構築されないうままであったこと(とくに肉親の入所時点で〈家族〉が幼少であった場合)。血縁関係にある肉親との家族関係の喪失は、一般に、施設での養育や養子縁組など、被害とはいえないものも多い。しかし、ハンセン病の家族関係の喪失は、隔離の帰結なのであって、それ自体不当である。
- (2) 不条理な二者択一。“ハンセン病にかかった肉親がいる”ことは、地域社会・学校・結婚・就業といったあらゆる社会関係において、厳しい排除の理由であり続けてきた。〈家族〉たちは、自分の社会生活を守るには“ハンセン病にかかった肉親がいる”事実を隠さざるをえなかったわけだが、これは結果的に、病気の肉親を“遠ざけ”、周りの人びとに“嘘をつく”ことを招来した。自分の社会生活を守るために病気の肉親の存在を〈隠す〉のか、あるいは、厳しい排除に身をさらしても病気の肉親との関係を大事にするのかという、不条理な二者択一を、〈家族〉たちは強いられた。
- (3) 加害への加担とその悔悟。〈隠す〉苦悩を抱え、ときに厳しい排除にさらされてきた〈家族〉たちは、個々バラバラに孤立していた。やり場のない怒りを抱えた〈家族〉が、自分の置かれた抑圧状況の“原因”として病気の肉親を嫌い、恨みをぶつけ、死すら願うというケースが少なからずあった(わたしの聞き取りでは、語り手たちは併せて悔悟も語っている)。抑圧状況のもと“加害をおこなう状況に追い込まれる”という被害である。

いまひとつは“語れない”被害である。これは、既述のとおり“ハンセン病の肉親がいる事実を語れない”ということであり、“差別とその制度化によって被ってきた被害を語れない”ということでもある。2001 年の「らい予防法違憲国賠訴訟」原告勝訴判決から、〈家族〉が被害当事者として声をあげるまでには、じつに 15 年の歳月が必要であった。大多数が匿名である全国 568 名の原告の存在は、この被害が現在も続いていることを示している。

【文献】黒坂愛衣, 2015, 『ハンセン病家族たちの物語』世織書房。